

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

御前崎市は、静岡県南端、静岡市と浜松市のほぼ中間に位置し、北部は牧之原台地から続く丘陵地帯、南部は御前埼灯台の建つ岬や遠州灘海岸の砂丘地帯など自然に恵まれ、多くの観光資源もある。市内の南駿河湾漁港には豊富な種類の魚が水揚げされ、国の重要港湾である御前崎港には5万トン級の大型コンテナ船が接岸でき、多目的ターミナルとして輸出・輸入・移出・移入している。富士山静岡空港と港を結ぶ金谷御前崎連絡道路ができたことで、空港から当地までの所要時間が約40分となり、今後、国道1号バイパスへの接続も予定されている。また、浜岡原子力発電所が立地している。

当市の産業構造を産業別就業者数で見ると、就業者数16,645人中、第1次産業1,408人(8.5%)、第2次産業6,530人(39.2%)、第3次産業8,625人(51.8%)となっている。〔令和2年国勢調査 就業状態等基本集計〕より)

また、製造出荷額の業種構成比で見ると化学工業37.0%と最も多く、金属製品13.0%、輸送用機械器具製造業11.1%、窯業・土石製品製造業8.0%と続いている。〔令和3年経済センサス-活動調査 製造業(地域別統計表データ)〕より)

本市の商工業のうち多くを占めるのが中小企業であり、後継者不足、市内への大型店舗などの進出、消費税率の引き上げなどにより市内の商工業を取り巻く環境は厳しく、既存企業の積極的な設備投資がされておらず、企業誘致では、御前崎港や金谷御前崎連絡道路・富士山静岡空港など陸・海・空の交通インフラの整備が進み交通環境は向上したが、東日本大震災以降、南海トラフ巨大地震などへの企業の地震・津波被害リスク意識が高く沿岸部への新規企業進出が厳しい状況が続いている。

経済基盤が脆弱なため、設備の近代化、技術の向上や情報収集を進め、企業体力を高める必要がある。

今後、地域の優位性を生かした企業誘致を進めること、地域の基幹産業である農業や水産業との連携による新規事業の創出も検討していく必要がある。

(2) 目標

2年間合計目標20件(年間目標10件)

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

御前崎市は、市内の中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、当市の雇用創出や地域経済の発展に結びつく以下の設備に限る。

- ・太陽光発電設備は建物等に設置するもので、先端設備等導入計画を申請する事業者が、導入所在地で自ら消費するものであること。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

御前崎市は、市内の中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象区域は、御前崎市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

御前崎市は、市内の中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税等の滞納又は公共料金の未払いのある者を除く。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。